

東京都立世田谷泉高等学校 実習臨時支援員 募集要項

項目	内容
職名	実習臨時支援員
任用根拠	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく会計年度任用職員
任用期間	令和 8 年 9 月 1 日から令和 9 年 2 月 1 7 日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4 回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、 <u>期間を定めた任用であり、令和 9 年 2 月 1 8 日（上記任用期間の終期の翌日）以降の任用を保障するものではありません。</u>
勤務職場	都立世田谷泉高等学校
職務内容	・工業の授業補助（木工、フライス盤、旋盤等の各種作業のサポート等） ・その他所属長が指示する業務
応募資格・求められる能力	以下の要件を全て満たす者 ・職場のルールを遵守して誠実かつ意欲的に職務に取り組める者 ・個人情報保護及び情報セキュリティ対策の重要性を認識した上で、各種事務処理を正確にできる者 ・職務上知り得た個人情報等の秘密を守れる者（その職を退いた後も同様とする。）
勤務日数	週 4 日（土日、祝日を除く。）ただし、授業日のみ
勤務時間	8 時 3 0 分～1 4 時 3 0 分のうちの 4 時間 所定勤務時間を超える勤務：無
休憩時間	なし
休暇等	（有給）年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇（無給）病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与 ※ 病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなりますが、上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。
報酬額	時間額 1, 270 円（改定される場合あり） 通勤手当相当額を別途支給（上限 7,100 円/月） ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給 ※ 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり
社会保険	非加入
応募方法等	1 応募手続 次の（1）及び（2）の書類を担当まで郵送又は持参。 （1）会計年度任用職員申込書（第 1 号様式） ※ 写真を必ず貼付。電話番号は日中に連絡の取れる番号を記入。 （2）返信用封筒 1 通 合否通知等の郵送先住所と氏名を記入し、84 円切手を貼付。 2 申込締切：令和 8 年 7 月 9 日（金曜日）必着
選考方法	（1）書類又は面接選考を実施します。 （2）面接日程は 7 月 1 2 日（月曜日）から 1 6 日（金曜日）までのうち、指定する日時に実施します。 ・選考結果については、合否にかかわらず本人宛郵送により通知します。 ・電話連絡をさせていただく場合があります。 ・選考経過及び結果に関する問合せには一切応じません。
問合せ	都立世田谷泉高等学校 経営企画室 電話 0 3 - 3 3 0 0 - 6 1 3 1

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。